

住所・受取機関変更届（非居住者用）

<その1>

令和 年 月 日

1 変更事由 ・ 次のいずれかの番号に必ず○を付けてください。

- | | |
|--------------------------|-----------------------|
| 1 日本国外へ出国（1年以上海外で居住する場合） | 2 住所の変更（出国・帰国した場合を除く） |
| 3 年金受取機関の変更 | 4 書類の国内送付先の変更 |

2 日本から出国した日 ・ 項番1の変更事由が1のときに記入してください。

生活の本拠を1年超える間国外に移される場合等は、日本から出国した日の翌日から所得税法の規定により非居住者となります。非居住者である期間に支給される年金は、20.42%（※1）の税率による源泉徴収（源泉分離課税）の対象となります。（所得税法第213条第1項第1号）

〔参考〕源泉徴収税額＝（支給額（月額）－控除額（※2））×20.42%（※1）

（※1）「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」による復興特別所得税を含みます。

（※2）控除額は、65歳未満の方は6万円（令和2年分から5万円）、65歳以上の方は10万円（令和2年分から9万5千円）です。

つきましては、非居住者である期間の確認のため、旅券（パスポート）の出国スタンプ等により、日本から出国した日をお答えください。

西暦 年 月 日 （注）

（注1）旅券（パスポート）の所有者の箇所と出国スタンプの箇所の写しを添付してください。

（注2）非居住者である期間は、扶養親族等申告書を提出する必要はありません。

（注3）非居住者である期間は、源泉徴収票は発行されません。

3 住所 ・ 項番1の変更事由が1または2のときに国外の現住所を記入してください。

（変更事由が1のときは在留証明書等、変更事由が2のときは新しい送付先住所のわかるものコピー等を添付してください。）

・郵便番号、国名、電話番号以外は、アルファベット表記で記入してください。

・書類の送付先として、別に日本国内の住所を指定する方は、項番4の「書類の国内送付先」にも記入してください。

住所	郵便番号			
	国名	電話番号	メールアドレス（パソコン用）	

4 書類の国内送付先 ・ 書類の送付先を国外の住所とは別に日本国内にする場合は記入してください。

（国外の現住所を書類の送付先とする場合は、記入する必要はありません。）

郵便番号	フリガナ			
	漢字	都・道 府・県	市・郡 区	町・村 区
フリガナ				
漢字				

年金受給権者氏名 ・ 変更事由に関わらず、必ず記入してください。

・項番1の変更事由が2または4で、年金受取機関のお届けを今回行わない方は、<その2>のご記入は不要ですが、<その2>の項番7をお読みください。項番1の変更事由が1または3の方は、<その1>及び<その2>双方のご記入をお願いします。

氏 名：
年金証書番号：
基礎年金番号：

令和 年 月 日

- 5 年金受取機関 ・ 項番1の変更事由が1または3のときに記入してください。
 ・ 金融機関名、支店名、口座番号がわかる書類（通帳の写し等）を添付してください。
 ・ 国外金融機関を指定する場合は、アルファベット表記で記入してください。
 また、項番6の「国外金融機関への送金について」をご覧ください。

国外金融機関	銀行名	SWIFT/ABA CODE :
	支店名	
	銀行所在地	
	口座名義 (送金する際の名義)	
	口座番号	IBAN :

国内金融機関	(ゆうちょ銀行除く)	フリガナ	銀行 ・ <small>シンタク</small> 信託銀行 ・ <small>シンキン</small> 信用金庫 ・ <small>ロウキン</small> 労働金庫 <small>シンクミ</small> 信用組合 ・ <small>ノウキョウ</small> 農協 ・ <small>シンレン</small> 信連 ・ <small>シンギョレン</small> 信漁連
		フリガナ	本店 ・ 本所 支店 ・ 支所・出張所
		口座番号	共済組合 記入欄

	金融機関	店舗

6 国外金融機関への送金について

国外金融機関を指定する方または既に指定している方は、以下の事項にご留意ください。

- ◎ 年金が入金されるのは、日本時間の支給日の翌営業日以降になります。
- ◎ 国外金融機関へ送金する際の通貨は、US ドルです。日本円での送金を希望する方は、日本国内の金融機関（ゆうちょ銀行を除きます。）を指定してください。
- ◎ 当共済組合の仕向銀行の送金手数料は当共済組合で負担しますが、送金先の金融機関で発生する手数料等（金融機関にて差し引かれるものも含む。）は、全て受給者様のご負担となります。また、何らかの事情により入金ができずに資金が返金されてきた場合に生ずる手数料等及び再送金をする際に生ずる手数料等（金融機関にて差し引かれるものも含む。）は、全て受給者様のご負担となります。
- ◎ 昨今、日本から海外にある銀行へ送金するには、SWIFT コード（またはBIC コード）と呼ばれる、送金先の銀行を特定するためのコードが必要となります。アメリカ向けの送金では、SWIFT コードと同じような役割を果たすABA コード（ROUTING NUMBER ともいいます。）が必要となります。また、欧州を中心とする一部の国（例：フランス、ドイツ、オランダ、ベルギー等）では、SWIFT コードだけでなく IBAN というその口座の銀行所在地、支店、口座番号を特定するコードが必要となります。これらのコード情報がない場合、入金が遅延や、入金が可能になる場合がありますので、ご注意ください。

7 注意していただきたい事項（変更事由に関わらず全員の方がお読みください。）

- ◎ 各定期支給期（年金を支給する月）の前月の5日までに到着したものが、次の定期支給期からの変更対象となります。
- ◎ 年金受取機関を変更する場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認するまでは、変更前の口座を解約しないでください。
- ◎ 帰国された時は、その旨を公立学校共済組合本部までご連絡ください。国内居住の届出に必要な書類をお送りします。

- 年金受給権者氏名 ・ 変更事由に関わらず、必ず記入してください。
 ・ 項番1の変更事由が2または4で、年金受取機関のお届けを今回行わない方は、
 <その2>のご記入は不要ですが、<その2>の項番7をお読みください。項番1の変更事由が1または3の方は、<その1>及び<その2>双方のご記入をお願いします。

氏 名：
 年金証書番号：
 基礎年金番号：